

熊本市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定  
について

熊本市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定  
する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）  
第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者  
のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設  
を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営  
に関する基準を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第2条 次条に定めるもののほか、法第68条の5第1項の規定により条例で定める  
無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、無料低額宿泊所の設備及び運営に  
関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）に定める基  
準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(暴力団員等の排除)

第3条 無料低額宿泊所の設置者及び管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年  
条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提出理由)

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の施行による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。